

事後調査の結果

調査項目（廃棄物）

1 調査事項

(1) 予測した事項

解体工事に伴う産業廃棄物の排出量、再資源化量、再利用量、処理・処分量とした。

(2) 予測条件の状況

産業廃棄物の種類、処分方法及び再利用状況等とした。

(3) 環境保全のための措置の実施状況

2 調査地域

調査地域は、図2(p3参照)に示す計画地内とした。

3 調査手法

(1) 調査期間

産業廃棄物を排出する平成30年4月～平成31年3月末までとした。

(2) 調査地点

計画地内とした。

(3) 調査方法

現地調査及び関連資料の整理による方法とした。

4 調査結果

4.1 事後調査の結果の内容

(1) 予測した事項

解体工事に伴う廃棄物等の排出量、再資源化量、再利用量、処理・処分量を表 41 に示す。

表 41 廃棄物等の排出量等（解体工事）
（平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月末まで）

種 類	産業廃棄物の種類及び処分 （再利用・再資源化等）	発生量 （t）	排出量 （t）	再利用、再資源化	
				量 （t）	割合
産 業 廃 棄 物	コンクリート塊	22,777	22,777	22,777	100 %
	その他がれき類	74	74	74	100 %
	金属くず	514	514	514	100 %
	廃プラスチック類	39	39	21	54 %
	ガラスくず・コン クリートくず及び 陶磁器くず	—	0	—	—
	木くず	4	4	4	100 %
	紙くず	—	0	—	—
	繊維くず	—	0	—	—
	建設混合廃棄物	29	29	23	79 %
	汚泥	—	0	—	—
	建設発生土	—	0	—	—
汚染土壌※1	—	361.6	361.6	—	—

注 1) 端数処理のため、割合の値が合わない場合がある。

※1 汚染土壌の単位は m³（立方メートル）

(2) 予測条件の状況

解体工事（平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月末まで）の実施状況は、工場棟地下部及び煙突基礎を解体し、解体工事を完了した。

(3) 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 42 に示す。

なお、平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月末までの間に、廃棄物に関する苦情はなかった。

表 42 環境保全のための措置の実施状況（工事の施行中）
（平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月末まで）

項目	評価書に記載した環境保全のための措置	実施した環境保全のための措置
廃棄物の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> 型枠材の徹底した転用を行うこと及び PCa 版の利用により、建設木くずの発生を抑制する。 設計から施工までの各段階でプレハブ化、ユニット化を行うことや省梱包化を行い、残材・廃材の発生を抑制する。 建設資材には、再生品の利用に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 全覆いテントの基礎の型枠について、転用を徹底した。 今後行う工事計画の中で、プレハブ化、ユニット化を行うことや省梱包化を予定していく。 今後行う工事計画の中で、建設資材には、再生品の利用を予定していく。
廃棄物の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート塊は、再生骨材等として利用する。 その他がれき類（アスファルトコンクリート塊等）は再資源化を図る。 金属くずは、有価物として売却し、再資源化を図る。 廃プラスチック類は、発電燃料としてサーマルリサイクルする。 建設汚泥については脱水等の処理を行い再利用に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート塊は、再生砕石及び路盤材として再利用した。 その他がれき類（アスファルトコンクリート塊等）は、再生砕石として再利用した。 金属くずは、有価物として売却し、再資源化を図った。 廃プラスチック類は、全量を再資源化施設に搬出し、再生塩ビ原料、代替燃料及び発電原料としての活用を図った。
建設発生土の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土については一部を埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、土壌汚染対策法の規定に基づき適切に処理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土は、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」（UCR「三郷市番匠免」）の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両等にシート掛けを行い搬出した。また、受入基準に適合していない場合には、土壌汚染対策法の規定に基づき適切に処理した。
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 上記の有効利用措置を適用しても、やむを得ず発生する場合には、法令等に従い適切に処理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 有効利用できなかったものについては、廃棄物処理法に従い、適切に処理した。

4.2 評価書の予測結果と事後調査の結果との比較検討

解体工事（平成 28 年 7 月（工事着手）から平成 31 年 3 月末）に伴って発生する廃棄物等の排出量及び再資源化率は表 43 に示す。これらの建設廃棄物は可能な限り再利用、再資源化に努め、再資源化の困難な廃棄物は廃棄物処理法に基づき適正に処理した。

なお、搬出量が予測結果を上回った項目と理由は、以下のとおりである。

- ・コンクリート塊が予測結果を上回った理由は、予測時には想定していなかった全覆いテントの基礎を解体し、搬出したためである。
- ・その他がれき類が予測結果を上回った理由は、予測時には想定していなかった石積み擁壁の天然石を搬出したためである。
- ・廃プラスチック類が予測結果を上回った理由は、予測時には想定していなかった屋上階のアスファルトルーフィングを搬出したためである。また、再利用、再資源化率が下回った理由は、主にアスファルトルーフィングの再資源化が困難であったためである。
- ・建設混合廃棄物の再利用・再資源化率が下回っている理由は、分別を徹底し排出量の低減に努めたが、分別できなかった建設混合廃棄物の再資源化が困難であったためである。
- ・汚泥については、予測時には想定していなかった全覆いテントの基礎の杭工事に伴うセメント混じりの汚泥が発生したためである。
- ・建設発生土については、予測時には想定していなかった解体工事に伴う地盤整地作業が発生したためである。

また、平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月末までの解体工事の実施状況は、工場棟地下部及び煙突基礎を解体し、解体工事を完了した。

表 43 予測結果と事後調査の結果との比較（解体工事）
（平成 28 年 7 月（工事着手）から平成 31 年 3 月末）

種 類	単 位	予測結果		事後調査結果	
		排出量	再利用 再資源化率(%)	排出量	再利用、 再資源化率(%)
コンクリート塊	t	44,125	100	51,650	100
その他がれき類	t	441	100	1,159	100
金属くず	t	9,172	100	7,186	100
廃プラスチック類	t	100	98	183	54
ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず	t	707	34	369	56
木くず	t	158	100	58	100
紙くず	t	2	100	11	100
そ の 他	繊維くず	126	88	3	100
	建設混合廃棄物			88	77
汚泥	m ³	—	—	501	100
建設発生土※ 1	m ³	—	—	2,640	100

※ 1 建設発生土の値は、汚染土壌を含まない。